

要望事項 (優先順位 4)

災害発生時の地域の活動拠点である消防団詰所及び地域の避難指定場所に設置されているテレビのNHK受信料徴収廃止について

要 旨

去る平成27年7月17日の台風11号の際、左京区の広域にわたって出された避難勧告に伴い、私たち岩倉3学区の住民もそれぞれ避難所に指定されている学校や、地域の活動拠点である消防分団詰所に集合しました。

テレビは防災活動の情報収集手段として無くてはならないものであり、消防分団の活動は公的なものであるにも関わらず、詰所に設置されたテレビについて、NHKから放送受信料を請求されております。地域の防災拠点となる施設や、避難所に指定されている施設をNHKが放送受信料の徴収対象とされるのは、自ら公共放送であることを否定しているのではないかと考えます。

これら、防災上の活動拠点や市の指定する避難所のテレビについては、放送受信料を徴収しないよう、制度改正を要求するものです。

[現在の状態]

学区名	建築物の設置場所	視聴料の現状
北	岩倉北小学校 南西角	未契約
明德	岩倉西河原町	契約済み
南	岩倉南小学校	未契約

回 答**(NHK)**

NHKは放送法第64条に基づいて、受信設備を設置された世帯や事業所等に放送受信契約の締結をお願いしており、消防分団詰所に設置された受信設備についても同様に契約が必要となります。また、放送受信料免除基準に規定されている施設にも該当しないことから、放送受信料のお支払いが必要となります。

消防分団詰所が防災上の活動拠点としての役割を果たされていることと同様に、NHKもまた「災害対策基本法」で指定公共機関に定められ、災害情報を正確、迅速に伝える責務を負っており、そうした報道の財源は放送受信料です。

消防分団詰所の役割は十分に存じ上げておりますが、公共の福祉におけるNHKの役割と法令順守の観点から、受信料制度の趣旨を御理解いただきますよう、お願い申し上げます。

【放送法第64条】

協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。(略)